

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

社会復帰促進等事業における旅費の支給に当たっての留意事項について

労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項の社会復帰促進等事業として実施している外科後処置及び義肢等補装具費の支給に係る旅行における宿泊に要した費用については、それぞれ令和 7 年 3 月 31 日付け基補発 0331 第 4 号「外科後処置のための旅費の支給に当たっての留意事項について」（以下「通達第 4 号」という。）及び令和 7 年 3 月 31 日付け基補発 0331 第 5 号「義肢の装着等のための旅費の支給に当たっての留意事項について」（以下「通達第 5 号」という。）により実施しているところであるが、今後は、外科後処置及び義肢等補装具費の支給に係る旅行における宿泊に要した費用の運用については、下記のとおりとするので、その対応に遺漏なきを期されたい。

通達第 4 号及び通達第 5 号は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

記

1 旅費の範囲

- （1）移動に要する費用のほか、宿泊に要した費用については、地理的事情等により宿泊の必要が認められる場合に限り、支給することとし、その額は、1 夜につき別表に掲げる額の範囲内におけるその実費（飲酒、遊興費、その他これらに類する費用を除く。）とする。
- （2）旅費の支給について、要綱の規定により難い事情がある場合には、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）及び同法の運用の方針に準じ、最も経済的と認められる経路及び方法により旅行した場合における旅費を支給して差し支えない。

2 その他

- （1）外科後処置のための入院が 1 か月以上にわたる場合の旅費の支給申請は、随時分割して差し支えない。
- （2）外科後処置又は義肢等補装具の購入等に要する費用の支給申請を承認する場合であって、旅費の支給を要すると見込まれる場合には、申請者に当該承認決定通知書等を交付する際に旅費支給申請書を交付し、旅費の申請手続等につい

て説明すること。

3 施行期日について

本通達は、令和8年4月1日（以下「基準日」という。）以後に出発する旅行及び基準日以後に完了する旅行のうち基準日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち基準日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

別表

都道府県名	上限額	都道府県名	上限額
北海道	15,000 円	滋賀県	11,000 円
青森県	12,000 円	京都府	20,000 円
岩手県	10,000 円	大阪府	16,000 円
宮城県	12,000 円	兵庫県	17,000 円
秋田県	11,000 円	奈良県	12,000 円
山形県	10,000 円	和歌山県	11,000 円
福島県	9,000 円	鳥取県	9,000 円
茨城県	11,000 円	島根県	12,000 円
栃木県	11,000 円	岡山県	14,000 円
群馬県	12,000 円	広島県	14,000 円
埼玉県	16,000 円	山口県	9,000 円
千葉県	17,000 円	徳島県	10,000 円
東京都	21,000 円	香川県	15,000 円
神奈川県	16,000 円	愛媛県	12,000 円
新潟県	16,000 円	高知県	12,000 円
富山県	11,000 円	福岡県	17,000 円
石川県	10,000 円	佐賀県	11,000 円
福井県	10,000 円	長崎県	13,000 円
山梨県	13,000 円	熊本県	14,000 円
長野県	13,000 円	大分県	11,000 円
岐阜県	13,000 円	宮崎県	11,000 円
静岡県	12,000 円	鹿児島県	11,000 円
愛知県	12,000 円	沖縄県	12,000 円
三重県	12,000 円		